

## 協議第 2 2 号

### 経済振興関係事業について（その 2）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 28 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 土地改良区運営費補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 2 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。
- 3 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。
- 4 商工会補助金については、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	06 土地改良区運営費補助金
協議内容	土地改良事業運営費補助について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		城 南 町	<p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p>
	城 南 町				
<p>富合町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑川南部土地改良区補助金</li> <li>平成 17 年度決算 6,925 千円</li> <li>平成 18 年度決算 6,233 千円</li> <li>平成 19 年度決算 2,000 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 18 年度決算 9,120 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 5,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 3,150 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 470 千円</li> </ul> </li> <li>・平成 19 年度決算 4,800 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 緑川南部土地改良区 2,500 千円</li> <li>〔 豊田土地改良区 2,050 千円</li> <li>〔 杉上土地改良区 250 千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(補助金が平成 19 年度に減額したのは平成 19 年から農地・水・環境保全向上対策事業を実施したことによる。)</p>				
相違点と課題					

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	07 農業集落排水事業（下水道使用料）
------	-----------	------	---------------------

協議内容	下水道使用料について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本料金 10 m<sup>3</sup>まで 1,575 円 (従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>・ 11 m<sup>3</sup>～ 136.5 円</li> </ul> <p style="text-align: right;">(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 2,940 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人世帯 1,575 円</li> <li>2人世帯 2,625 円</li> <li>3人世帯 3,465 円</li> <li>4人世帯 4,305 円</li> </ul> <p>4人を超える世帯については、1人につき525円を加算する。</p> <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道水分及び井戸水分 上下水道課で徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭用 → 毎月徴収</li> <li>事業用 → 毎月徴収</li> </ul> <p>口座振替・納付書払い</p> <p>(3). 水道水と井戸水等との併用</p> <p>水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、個人住宅の場合は、従量制か世帯割か選択。</p> <p>事業所の場合は、従量制。</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水及び事業用井戸水はシルバー人材センタ</p>

	<p>一に検針委託 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 22,498千円 平成18年度決算 24,536千円 平成19年度決算 24,681千円</p>
相違点と課題	<p>熊本市には、存在しない事業であり、仮に公共下水道と同じ料金体系にするとすれば、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量45m<sup>3</sup>/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、城南町が1人世帯では低額であるが、2人世帯以上は、熊本市が低額に設定されている。(城南町、1人世帯87世帯。2人世帯以上467世帯)(従量制 32世帯) (世帯数は、平成20年10月末現在)</p>

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産業関係	小項目名	08 農業集落排水事業（受益者分担金）
------	-----------	------	---------------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	事業該当なし	1. 受益者分担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/㎡ 2. 施行年月日 H11 年 4 月 1 日 3. 負担金の徴収猶予の有無 有り 4. 負担金の減免制度の有無 有り 5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び5年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り 6. データ処理 町独自電算システム(富士通) 負担金 平成 17 年度決算 2,278 千円 平成 18 年度決算 1,830 千円 平成 19 年度決算 1,404 千円
相 違 点 と 課 題	城南町の公共下水道と農業集落排水の受益者分担金は同一である。 仮に、公共下水道負担金と比較すると、城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について500㎡を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800㎡(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800㎡(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。 また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。事業所及び集合住宅等に関しては1,100㎡がボーダーライン	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	04 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>熊本商工会議所</b>                      (1)会員数 6,226                      (2)年会費 個人 月 500 円                                        法人 月 1,000 円                      (3)補助金額                          平成 17 年度決算 12,150 千円                          平成 18 年度決算 12,150 千円                          平成 19 年度予算 11,786 千円   <b>託麻商工会</b>                      (1)会員数 1,186                      (2)年会費 個人 月 800 円                                        法人 月 1,000 円                      (3)補助金額                          平成 17 年度決算 4,050 千円                          平成 18 年度決算 4,050 千円                          平成 19 年度予算 3,929 千円   <b>北部商工会</b>                      (1)会員数 350                      (2)年会費 個人 月 1,000 円                                        法人 月 1,500 円                      (3)補助金額                          平成 17 年度決算 4,050 千円                          平成 18 年度決算 4,050 千円                          平成 19 年度予算 3,929 千円   <b>河内商工会</b>                      (1)会員数 186                      (2)年会費 個人 月 1,000 円                                        法人 月 1,500 円                 </td> <td> <b>城南町商工会</b>                      (1)会員数 342                      (2)年会費 個人 月 750 円                                        法人 月 1,500 円                      (3)助成金額                          平成 17 年度決算 7,300 千円                          平成 18 年度決算 7,300 千円                          平成 19 年度決算 7,188 千円                 </td> </tr> </tbody> </table>		城 南 町	<b>熊本商工会議所</b> (1)会員数 6,226 (2)年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 12,150 千円 平成 18 年度決算 12,150 千円 平成 19 年度予算 11,786 千円  <b>託麻商工会</b> (1)会員数 1,186 (2)年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度予算 3,929 千円  <b>北部商工会</b> (1)会員数 350 (2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度予算 3,929 千円  <b>河内商工会</b> (1)会員数 186 (2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円	<b>城南町商工会</b> (1)会員数 342 (2)年会費 個人 月 750 円 法人 月 1,500 円 (3)助成金額 平成 17 年度決算 7,300 千円 平成 18 年度決算 7,300 千円 平成 19 年度決算 7,188 千円
	城 南 町				
<b>熊本商工会議所</b> (1)会員数 6,226 (2)年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 12,150 千円 平成 18 年度決算 12,150 千円 平成 19 年度予算 11,786 千円  <b>託麻商工会</b> (1)会員数 1,186 (2)年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度予算 3,929 千円  <b>北部商工会</b> (1)会員数 350 (2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3)補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度予算 3,929 千円  <b>河内商工会</b> (1)会員数 186 (2)年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円	<b>城南町商工会</b> (1)会員数 342 (2)年会費 個人 月 750 円 法人 月 1,500 円 (3)助成金額 平成 17 年度決算 7,300 千円 平成 18 年度決算 7,300 千円 平成 19 年度決算 7,188 千円				

	<p>(3)補助金額  平成 17 年度決算 3,645 千円  平成 18 年度決算 3,645 千円  平成 19 年度予算 3,536 千円</p> <p>飽田商工会  (1)会員数 172  (2)年会費 個人 月 900 円  法人 月 1,100 円</p> <p>(3)補助金額  平成 17 年度決算 2,835 千円  平成 18 年度決算 2,835 千円  平成 19 年度予算 2,750 千円</p> <p>天明商工会  (1)会員数 219  (2)年会費 個人 月 1,250 円  法人 月 1,250 円</p> <p>(3)補助金額  平成 17 年度決算 3,969 千円  平成 18 年度決算 3,969 千円  平成 19 年度予算 3,850 千円</p> <p>富合商工会  (1)会員数 199  (2)年会費 個人 月 1,000 円  法人 月 1,500 円</p> <p>(3)補助金額  平成 17 年度決算 3,592 千円  平成 18 年度決算 3,500 千円  平成 19 年度予算 3,500 千円</p>	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城南町の商工会は1団体のみである。</li> <li>・商工会ごとに会員数等も異なり、補助金額等の調整が必要である。</li> </ul>	